

(IV)－2 新品種・新技術コーディネーター活動支援事業

第1 趣旨

要綱別表1のIVの2の新品種・新技術コーディネーター活動支援事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

現在有効活用されていない品種・技術や、新たに開発された品種・技術を活用した「強み」のあるブランド産地を形成することを目的として、実需者・生産者・研究機関等関係者の連携を構築し、産地化を進める上で核となる品種・技術の決定を主導する者及び将来そのような活動を実施しようとする者（以下「コーディネーター等」という。）の活動を支援するために、以下の取組を実施するものとする。

1 新品種・新技術に関する調査及び情報提供

先進農業法人、大学、都道府県試験研究機関等が保有する新品種・新技術等のシーズ、新品種・新技術等に対する実需者ニーズを調査し、コーディネーター等へ情報提供する。併せて、新品種等の種子の円滑な供給体制の構築の観点から、種子産地が生産可能な品種や供給可能な種子量等、必要な情報を調査し、コーディネーター等へ情報提供し、必要に応じて種子産地とコーディネーター等とのマッチングを行う。

2 新品種・新技術に関する研修会の開催

コーディネーター等に対して、有望品種の特性や栽培管理技術等を習得させるため、以下の品目等の研修内容に対応した研修会を開催する。なお、研修会実施に当たっては、品種の特性や技術の内容も踏まえ、適宜実施場所及び回数を設定するものとする。

品目等	研修内容
米	・良食味多収品種、非主食向け（飼料用、加工用、米粉用）超多収品種、省力多収栽培技術 ・直播栽培技術 ・高温登熟障害対策技術 ・担い手の経営発展に向けた新品種・新技術の導入について ・米の流通情勢、実需者が望む品質 ・新品種導入事例 ・コントラクター方式による生産管理事例 等
麦類	・ブランド産地化に向けた有望な特徴のある新品種 ・FOEAS等の排水対策技術、雑草防除対策技術等の品質・収量の安定化に向けた生産技術 ・国内産麦の利用拡大に向けた課題 ・麦の流通情勢、実需者が望む品質 ・新品種導入事例 ・コントラクター方式による生産管理事例

	等
豆類	・収量の安定・向上につながる新品種、ブランド産地化に向けた有望な特徴のある新品種 ・FOEAS等の排水対策技術、雑草防除対策技術等の品質・収量の安定化に向けた生産技術 ・播種作業及び中耕作業の省力化技術について ・大豆の流通情勢、実需者が望む品質 ・新品種導入事例 ・ICTの活用、コントラクター方式による生産管理事例 等
野菜	・加工・業務用品種 ・経営規模ごとの省力化栽培に資する低コスト、省力機械化体系 ・施設内環境制御技術、高温対策技術 ・鳥獣害対策技術 ・農産物加工技術 ・野菜の流通情勢、用途別に実需者が望む品質 ・加工業務用需要に対応した産地化事例 等
果樹	・機能性成分高含有等の有望な特徴のある新品種 ・マルドリ栽培、ジョイント仕立て等の安定生産技術 ・温暖化対策技術 ・環状剥皮等の付加価値向上技術 ・1-メチルシクロプロペン等の鮮度保持技術、貯蔵技術 ・IPM技術 ・鳥獣害対策技術 ・農産物加工技術 ・果樹の流通情勢、実需者が望む品質 ・産地ブランド化等の成功事例 等
花き	・EOD加温技術、ヒートポンプ、変温管理等の低コスト技術 ・日持ち向上のための出荷前、後処理技術、輸送技術 ・IPM技術 ・リレー出荷等の産地間連携事例 ・新品種導入事例 等
茶	・需要拡大が期待される、やぶきたと作期が異なる早生、晩生品種、特徴のある品種 ・遮光栽培によるアミノ酸増加技術等の品質向上技術 ・IPM技術 ・茶の流通情勢、実需者が望む品質

	・新品種導入事例、半発酵茶等の有利販売事例等 等
いも類	・機能性成分高含有等、特徴のある新品種 ・ソイルコンディショニング栽培体系、機械化一貫体系等省力化技術 ・エチレン貯蔵等の貯蔵技術 ・いも類の流通情勢、実需者が望む品質 ・新品種導入事例、加工業務用需要に対応した産地化事例 ・コントラクター活用事例 等
飼料作物	・多収である等の特徴ある飼料作物新品種 ・飼料用米、WCS、SGS、乳酸菌添加等の調製技術 ・飼料用米、WCS、SGS等の飼料設計、給与技術 ・新品種活用事例、耕畜連携事例 ・コントラクター組織化、育成事例 等
有機農業	・水稻の有機栽培技術 等

3 新品種・新技術に関する情報交換会の開催

コーディネーター等及び種子産地関係者等を参集し、新品種・新技術等の導入状況や導入に向けた課題、対応策等に関する情報交換会を開催する。

第3 事業実施主体

要綱別表1のⅣの2の事業の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

- 1 農畜産業における品種、技術及び種子生産地に関する知見を有し、品種・技術シーズ、実需者ニーズ及び種子生産地の状況について、全国的な調査・分析を行える能力を有していること。
- 2 農畜産業における品種、技術等に関する技術的な研修を企画し、実施する能力を有していること。

第4 事業の成果目標

本事業の実施に当たっては、新品種・新技術に関する研修会の受講者の数並びに研修会の受講者及び情報交換会の参加者からの事業に対する肯定的評価の割合を指標とした成果目標を設定するものとする。

なお、研修会の受講者の数は100名を、肯定的評価の割合は7割を、それぞれ下回らないものとする。

第5 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、要綱第5の1の（4）に基づき、新品種・新技術コーディネーター活動支援事業の事業実施計画を、別記様式第1号により作成するものとする。

- 2 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更とは、要綱別表1のⅣの2の事業内容の欄の取組のうち、いずれかの中止又は廃止のほか、補助事業費の3割を超える変更をいうものとする。
- 3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、生産局長に提出するものとする。
- 4 3のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 5 生産局長は、3のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 補助対象経費

本事業において補助対象とする経費は、事業に直接必要となる別紙1に掲げる経費であり、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業の結果、成果等について、別記様式第3号により行うものとする。
- 2 生産局長は、1の事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第8 事業の評価

- 1 要綱第7の8に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告は、別記様式第4号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第5号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第9 事業の実施基準

本事業の実施に当たっては、要綱別表1のⅣの2の事業の事業内容の欄の1から3までの取組を全て実施するものとする。

別紙 1

補助対象経費

新品種・新技術コーディネーター活動支援事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	検討会、研修会等を実施するために直接必要な会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な事務機器、実験機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために	

		直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	研修会における実習等を実施するために直接必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額（３万円未満）な記録媒体 ・研修会における実習等に用いる少額（３万円未満）な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	検討会及び研修会等を実施するために直接必要な旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ等を行うための旅費として専門員に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な研修会の講師、研修資料執筆、専門的知識の提供、資料の収	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事す

		集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	る者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備する。
専門員設置費		事業を実施するために直接必要な企画・運営、調査・分析、相談等専門技術・知識を要する業務を行うために配置する専門員に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備する。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書	

		に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた情報や成果物を有償で提供した場合
 - (2) 本事業において実施した研修会及び情報交換会の参加者から参加費を徴収した場合
 - (3) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合